

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和5年2月24日（令和5年（行個）諮問第63号）

答申日：令和5年11月30日（令和5年度（行個）答申第130号）

事件名：政策統括官（恩給担当）が保有する本人に係る保有個人情報の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年12月12日付け総政恩相第8号により、総務大臣（以下「総務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）につき、原処分を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

原処分を取り消し、開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件事案の経緯

総務大臣は、開示請求者から、令和4年9月5日付け（同年11月8日受付）で、法に基づく「総務省政策統括官（恩給担当）が保有する特定個人のすべての個人情報（軍歴、普通恩給請求書、恩給年額証明書、3ヶ月に1回の支払、受取明細、受領証、その他恩給受給者情報すべて。共済組合への切替え書類、恩給制度復活昭和28年以降に支払があった恩給の情報すべて）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受けた。

本件開示請求は、特定個人本人に代わって個人情報の開示を請求するものであり、保有個人情報開示請求書（令和4年9月5日付け（同年11月8日受付）。以下「本件開示請求書」という。）においては、開示請求者は法定代理人である旨の記載がなされていたが、法定代理人であることを示す請求資格確認書類の提出がないなどの形式上の不備があったため、処分庁は、法77条3項の規定に基づき、令和4年11月18日付けで①法

定代理人の資格を証明する書類の提出など形式上の不備の補正を求めるとともに、②開示請求の維持についての意向確認を行う文書（以下「補正文書」という。）を送付した。

補正文書送付後、開示請求者から補正文書の内容についての問合せの電話があり、その中で、特定個人本人は既に死亡しており開示請求者は法定代理人ではないが開示請求は維持（継続）する意向であることが確認された。

令和4年11月24日付けで、補正文書に対する回答書の送付を受けたが、本件開示請求書について、法定代理人であることを示す請求資格確認書類の提出がないなど、形式上の不備についての補正がなされなかったことから、原処分を行った。

本件審査請求は、令和4年12月20日付け（同月26日受付）で、原処分に対してなされたものである。

2 審査請求の趣旨等

上記第2のとおり。

3 本件審査請求に対する諮問庁の見解

本件審査請求は、形式上の不備があるとして不開示としたことの妥当性を争う趣旨であると解されることから、当該妥当性について検討する。

法76条1項においては、「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定し、また、同条2項においては、「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人<略>は、本人に代わって前項の規定による開示の請求<略>をすることができる。」と規定しており、更に、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）21条3項においては、「法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類<略>を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。」と規定している。

本件開示請求書においては、開示請求者は特定個人本人の法定代理人であるとしているが、その資格を証明する請求資格確認書類の提出がなされず、補正文書において当該書類の提出を求めたが、提出はなされなかった。

よって、本件開示請求書について、形式上の不備があり、それを理由に不開示とした原処分に不自然、不合理な点はない。

なお、本件審査請求書受付後、審査請求人は、東京法務局が発行した「登記されていないことの証明書」を処分庁に参考送付したが、当該証明書には、特定個人について、「後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことを証明する。」と記載されていたところである。

4 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年10月27日 審議
- ④ 同年11月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、補正を求めたが、法76条2項に規定する代理人の資格を証明する書類が提出されなかったことから、本件開示請求について形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人（開示請求者）は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件開示請求に係る補正等の経緯について

諮問書の添付資料によれば、本件開示請求に係る補正等の経緯については、諮問庁が上記第3の1において説明するとおりであると認められる。

(2) 検討

ア 法76条2項は、成年被後見人等の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる旨規定し、法77条2項は、代理人が開示請求する場合にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類（なお、具体的種類は、令21条3項のとおり。）を提出等しなければならない旨規定しているところ、上記（1）で認定したとおり、審査請求人は、特定個人の代理人として開示請求を行うとしながら、当該書類を提出しなかった。

イ 諮問書の添付資料によれば、処分庁は、審査請求人に対して、令和4年11月18日付けで補正文書を送付する際、補正の期限を同月25日と定めていることが認められるが、同月24日付けの審査請求人からの回答書が送付された後の同年12月12日に原処分を行っており、補正の期間が相当でないとは認められない。

(3) そうすると、本件開示請求には、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類の未提出という形式上の不備があり、処

分庁による相当期間を定めた求補正によっても当該不備は補正されなかったものと認められるから、これを理由として不開示とした原処分は妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報の開示請求には、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類の未提出という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

総務省政策統括官（恩給担当）が保有する特定個人のすべての個人情報（軍歴，普通恩給請求書，恩給年額証明書，3ヶ月に1回の支払，受取明細，受領証，その他恩給受給者情報すべて。共済組合への切替え書類，恩給制度復活昭和28年以降に支払があった恩給の情報すべて）